【参考】　解体工事　技術者資格一覧
【「建設業法に基づく適性な施工体制と配置技術者　出典：国土交通省」より】

・配置技術者が、「主任技術者」もしくは「監理技術者」により、確認書類が変わります。
・実務経験証明書は、２ページ目の「配置予定技術者の工事経歴書」を参考書式とします。

主任技術者を配置する場合の確認書類【下請契約の請負代金の額が4,500万円未満】

資　格	必 要 な 要 件	確 認 書 類
1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士（土木） 1級建築施工管理技士 2級建築施工管理技士（建築） 2級建築施工管理技士（躯体）	平成28年度以降に合格した者	資格写し
	平成27年度までに合格した者で、資格取得後、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している	資格写し＋延べ1年以上の実務経験証明書
	平成27年度までに合格した者で、登録解体工事講習を受講している	資格写し＋登録解体工事講習修了証
1級土木施工管理技士補 1級建築施工管理技士補 1級造園施工管理技士 1級造園施工管理技士補 技能検定　２級とび	資格取得後、解体工事に関する3年以上の実務経験を有している	資格写し＋延べ3年以上の実務経験証明書
2級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） 2級土木施工管理技士（薬液注入） 2級土木施工管理技士補 2級建築施工管理技士（仕上げ） 2級建築施工管理技士補 2級造園施工管理技士 2級造園施工管理技士補	資格取得後、解体工事に関する5年以上の実務経験を有している	資格写し＋延べ5年以上の実務経験証明書
技術士法 建設（「鋼構造及びコンクリート」）・総合技術管理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」） 建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術管理（建設「鋼構造及びコンクリート」を除く）	資格取得後、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している	資格写し＋延べ1年以上の実務経験証明書
	登録解体工事講習を受講している	資格写し＋登録解体工事講習修了証
技能検定　１級とび 解体工事施工技士 登録解体基幹技能者	追加要件なし	資格写し
資格要件なし	指定学科+それに準じた、解体工事に関する実務経験	証明書類＋それに準じた実務経験証明書
	解体工事に関する10年以上の実務経験を有している	延べ10年以上の実務経験証明書
	土木工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有している	それに準じた実務経験証明書
	建築工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有している	
	とび・土工工事業及び解体工事業に係る建設工事に関し12年以上の実務経験を有する者のうち、解体工事業に係る建設工事に関し8年以上の実務経験を有している	

監理技術者を配置する場合の確認書類【下請契約の請負代金の額が4,500万円以上】

資　格	必 要 な 要 件	確 認 書 類
1級土木施工管理技士 1級建築施工管理技士	平成28年度以降に合格した者	資格写し＋監理技術者資格者証
	平成27年度までに合格した者で、資格取得後、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している	資格写し＋延べ1年以上の実務経験証明書 ＋監理技術者資格者証
	平成27年度までに合格した者で、登録解体工事講習を受講している	資格写し＋登録解体工事講習修了証 ＋監理技術者資格者証
技術士法 建設（「鋼構造及びコンクリート」）・総合技術管理（建設）（「鋼構造及びコンクリート」） 建設「鋼構造及びコンクリート」を除く・総合技術管理（建設「鋼構造及びコンクリート」を除く）	資格取得後、解体工事に関する1年以上の実務経験を有している	資格写し＋延べ1年以上の実務経験証明書 ＋監理技術者資格者証
	登録解体工事講習を受講している	資格写し＋登録解体工事講習修了証 ＋監理技術者資格者証
その他	主任技術者の要件のいずれかに該当し、解体工事に関する2年以上の「指導監督的実務経験」を有している	主任技術者の要件の確認書類+延べ2年以上の指導監督的実務経験証明書 ＋監理技術者資格者証 ※「指導監督的実務経験」は通常の実務経験の年数と重複可

（**建設工事**　参考書式）　　年　月　日

配置予定技術者の工事経歴書

配置予定技術者		最終卒業学校・学科		卒業年月日 年　月

（建設業法第26条関係）

従事期間	工事内容（工事名）	工事上の立場	会社名等
	延べ合計 カ月間工事に従事		
例：平成31年4月 ～令和2年年3月	例：△△建設に入社 例：〇〇線　道路改良工事に従事	例：主任技術者	例：△△建設

【記載要領】

〇記載する期間は、工事に必要な資格を満足する期間（**例えば、土木一式工事（土木工事業）に係る建設工事に関し、延べ120ヶ月の実務経験によって主任技術者としての資格を満足する場合、土木一式工事（土木工事業）に係る建設工事に関する延べ120ヶ月の実務経歴を記載する。**他の業務（営業や事務担当など）に従事していた場合は、他の業務に従事していた期間を除いて**延べ120ヶ月の実務経歴を記載する。**）

〇「工事上の立場」欄は、「現場作業員」「主任技術者」等、工事上の担当を記載する。

〇「会社名等」欄は、工事に従事した期間に所属していた会社名等を記載する。

〇本参考書式と同様の内容が記載されていれば、任意の書式で差し支えない。

証明者　住所

会社名等

代表者　　印